

浜松市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等に対し、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的として実施する浜松市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、浜松市とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度訪問介護等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護をいう。

(2) 重度訪問介護等事業者

前号に規定する重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービスを行う事業者をいう。

(3) 重度障害者等

重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。

(4) 民間企業

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第49条第1項に規定する助成金の対象となる事業主をいう。

(5) 自営業者等

税務署に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出を行っている者又は法人の代表者等であって、民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。

(6) 支援計画書

重度障害者等の通勤支援や職場等における支援にあたって、民間企業及び自営業者等が主体となって、支援対象範囲を明確にし、必要な支援を取りまとめた計画書をいう。

(7) 通勤支援や職場等における支援

法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）における重度訪問介護等において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分の支援をいう。

（対象者）

第4条 本事業の対象者は、重度障害者等であって、本市に居住地を有し（原則就業場所は問わない）、次のいずれかに該当する者とする。

（1） 民間企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の者。

なお、1週間の所定労働時間が10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。ただし、法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型事業所の利用者は除くものとする。

（2） 自営業者等であって、1週間のうちに当該自営業等に従事する時間が10時間以上の者。なお、1週間のうちに当該自営等に従事する時間が10時間未満の者であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。

（支援対象範囲）

第5条 前条第1号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援であって、障害者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして関係者による支援計画書において認められた部分（時間）のうち、市長が支援が必要と認めた部分（時間）とする。

2 前条第2号の対象者の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援の部分（時間）のうち、市長が支援が必要と認めた部分（時間）とする。

（対象となる支援内容）

第6条 この事業の対象となる支援内容は、就労している時間に、第3条第2号に規定する重度訪問介護等事業者から提供された重度訪問介護等に相当する支援で、次の各号のとおりとする。

（1） 排泄、食事、通勤・外出及び代筆・代読等のコミュニケーション等の支援

（2） 前号に規定するもののほか、障害者雇用促進法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金の支給対象外となる喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援

（支給量）

第7条 前条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、通勤支援については通勤に要する時間とし、職場等における支援については1日8時間、かつ1週間に40時間の範囲に

において、市長が必要と認める時間とする。

（支援を提供する者）

第8条 本事業の通勤支援や職場等における支援を提供する者は、重度訪問介護等事業者とする。

（申請）

第9条 本事業を利用しようとするものは、浜松市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（第1号様式）に次の各号の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証（法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）の写し
- （2） 支援計画書（第2号様式）
- （3） 民間企業に雇用される者であることを証する書類の写し（第5条第1号の対象者が利用しようとする場合に限る。）
- （4） 自営業者等であることを証する書類の写し（第5条第2号の対象者が利用しようとする場合に限る。）

（支給決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、支給の要否決定を行うものとする。

2 市長は、前項の支給の要否決定を行ったときは、申請者に対し、浜松市重度障害者等就労支援特別事業支給決定等通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 支給決定の有効期間は、前項の通知書による支給決定日から起算して、初めに到来する3月31日までとする。

（変更申請）

第11条 前条第1項に規定する支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、第5条に規定する要件又は第9条に規定する申請における内容に変更が生じたときは、浜松市重度障害者等就労支援特別事業変更申請書（第4号様式）を速やかに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、第10条第1項により決定した内容に変更がある場合は、当該変更の内容を浜松市重度障害者等就労支援特別事業支給変更決定通知書（第5号様式）により通知する。

（辞退の届出）

第12条 支給決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第5条に規定する要件を満たさないことになったときは、浜松市重度障害者等就労支援特別事業辞退届出書（第6号様式）を速やかに、市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支

給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定者が市外へ転居したとき
- (2) 支給決定者が第4条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき
- (3) 支給決定者が本事業の利用を辞退したとき
- (4) 支給決定者が死亡したとき
- (5) 支給決定者が申請に関し虚偽の申請をしたと認められるとき
- (6) その他市長が支給決定を不適当と認めるとき

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、浜松市重度障害者等就労支援特別事業支給決定等通知書（第3号様式）により支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに第15条に規定する就労支援給付費が支払われているときは、支給決定者又は重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（支給決定の更新）

第14条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする支給決定者は、支給決定期間満了日の60日前から更新の申請を行うことができる。

2 前項の申請に係る手続きについては、第9条の規定を準用する。ただし、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

（就労支援給付費）

第15条 市長は、重度訪問介護等事業者が利用契約を締結した支給決定者に対し、当該サービスを提供したときは、支給決定者が当該重度訪問介護等事業者を支払うべき当該事業に要した費用について就労支援給付費として当該支給決定者に代わり重度訪問介護等事業者を支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、支給決定者に対し就労支援給付費の支給があったものとみなす。

3 就労支援給付費は、第7条に規定する支給量の範囲で通勤支援や職場等における支援を提供した時間につき、別表1に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単位を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、第17条に定める利用者負担額を除く額とする。

4 重度訪問介護等事業者は、浜松市重度障害者等就労支援特別事業請求書（第7号様式）に、浜松市重度障害者等就労支援特別事業明細書（第8号様式）、浜松市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（第9号様式）の写しを添え、支援を提供した月の翌月10日までに、市長に提出することにより、就労支援給付費を請求できる。また、上限額管理を行う重度訪問介護等事業者は、浜松市重度障害者等就労支援特別事業

利用者負担上限額管理結果票（第 10 号様式）の提出も行うこと。

- 5 市長は、前項に規定する請求をした重度訪問介護等事業者に対し、その内容を審査し、
適当と認めるときは、当該支給決定者に代わり、請求月の翌月末までに就労支援給付費
を支払うものとする。
- 6 前項に規定する支払があったときは、支給決定者に対し、支援の提供があったものと
みなす。

（支援計画書作成協力費）

第 16 条 市長は、指定特定相談支援事業所が第 3 条第 6 号に規定する支援計画書を、民間企業又は自営業者等から希望があつて指定特定相談支援事業所が作成に協力したことにつき、支援計画書作成協力費を支給する。

- 2 支援計画書作成協力費の額は、別表 2 に定める額とする。
- 3 指定特定相談支援事業所は、請求書（第 11 号様式）を、作成に協力した月の翌月 10 日までに市長へ提出することにより、支援計画書作成協力費を請求できる。
- 4 市長は、前項に規定する請求をした指定特定相談支援事業所に対し、その内容を審査し、適当と認めるときは、請求月の翌月末までに支援計画書作成協力費を支払うものとする。

（利用者負担額）

第 17 条 利用者負担額は、第 15 条第 1 項に規定する就労支援給付費については、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額と同額とし、上限月額に至るまでは費用の 1 割とする。前条第 1 項に規定する支援計画書作成協力費については、負担を要しない。

- 2 利用者負担額の上限額は、当該利用決定者が重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額と同額とする。
- 3 利用者負担額は、支給決定者が重度訪問介護等事業者を支払うものとする。
- 4 重度訪問介護等事業者は、支給決定者から利用者負担額の支払いを受けたときは、当該支給決定者に対して、就労支援給付費として受領した旨を通知しなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条 本事業の関係者は、正当な理由なく、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

（調査等）

第 19 条 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、支給決定者又は当該支給決定者の家族若しくは家族であつた者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 市長は、本事業の実施に関して必要があると認めるときは、重度訪問介護等事業者又は重度訪問介護等事業者であつた者、指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事

業者であった者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、又は本事業を行う事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（書類の整備等）

第19条 重度訪問介護等事業者は、支給決定者に対し、通勤支援や職場等における支援を実施したときは、支援記録等の関係書類を作成し、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 15 条関係）

単位数	重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下、「報酬告示」という。）別表基準別表第 2 に規定する重度訪問介護サービス費の単位
	同行援護	報酬告示別表第 3 に規定する同行援護サービス費の単位
	行動援護	報酬告示別表第 4 に規定する行動援護サービス費の単位
単価	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年厚生労働省告示第 539 号）に規定する一単位の単価	

備考

支給決定者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合、単位数の大きい障害福祉サービスと同等の支援を優先する。

別表 2（第 16 条関係）

支援計画書作成協力費	2, 400 円
------------	----------